

特則

本特則（以下「特則」という。）は、保守サービス契約書（以下「本契約」という。）の一部を構成します。

特則と本契約に相違が生じた場合は、特則が優先して適用されます。

第1条（遅延損害金）

日本情報通信（株）（以下「NI+C」という。）の帰すべき事由により料金の全部又は一部を支払期日までに支払うことができない場合、貴社は、NI+C に対し、支払期日の翌日より支払いの日までの日数に応じ、料金のうち、支払いが行われていない料金に対し年利8.25%（本契約が下請法における下請取引となる場合、支払期日の翌日より支払いの日まで年利14.6%）を乗じて計算した金額を遅延損害金として請求することができます。遅延損害金に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第2条（支払期限）

NI+C は、保守料金及び消費税を保守サービス開始日より60日以内に貴社にお支払いします。（一括払いの場合）

NI+C は、毎月末迄に、貴社が完了した保守サービスにつき、当月末日に締め、翌月末迄に保守料金及び消費税を貴社の指定する銀行口座にお支払いします。（月払いの場合）また、NI+C の要請による保守サービスにつきましては、毎月末日迄に貴社が完了し作業報告書を確認した後、当月末日に締め、翌月末迄に保守料金及び消費税を貴社の指定する銀行口座にお支払いします。

以上